

平成25年8月号

e~ろうむ.net  
(いい労務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503  
e-mail：info@e-606.net

制度」に関する調査結果を発表し、心身の病気で会社の休職制度を利用した人のうち、約4割が後に退職していることがわかった。特に心の病（うつ病など）については、再発する人が多い職場ほど退職率が高かった。

●国保の運営移管は5年以内を検討 社会保障会議（7月26日）

政府の社会保障制度改革国民会議が8月上旬にまとめる予定の最終報告書の骨子案が明らかになり、国民健康保険の運営を「市町村」から「都道府県」へ移管することを明記することがわかった。一定の準備期間が必要となるため、移管時期は2017年度か2018年度で調整する。

## 8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

9月2日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

## 当事務所より一言

高齢者への雇用継続、退職後の配慮等が求められています。大企業は整備が比較的できていますが、中高年社員を多く抱える、歴史の長い中小企業は、まだ整っていない部分も見受けられます。高齢者の人事管理は、若手世代の今後にも影響を与えます。コンプライアンスかつ、企業の実情に合った体制づくりが肝要になるでしょう。

## 中高年社員や退職者への情報提供は十分ですか？

### ◆65歳、さらに70歳までの雇用が想定されている

平成25年4月より、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う措置として、高齢者の雇用継続を促す「改正高齢者雇用安定法」が施行されました。

今回の改正では65歳までの雇用継続が想定されており、継続雇用制度を作成するにあたっては、原則、希望者全員を再雇用する制度とする必要があります（一部例外と経過措置が設けられています）。さらに、政府はすでに、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を進めており、70歳までの雇用継続も視野に入っています。

### ◆中高年社員に関する取組み

中高年社員の増加を見据えて、東京都では、「中高年勤労者福祉推進員（ライフプランアドバイザー）養成講座」を開講するとのことです。この講座は、中小企業事業主や人事担当者などを対象に、社員の退職後のライフプランについて助言できる人材を養成することが目的で、「税金」「年金」「法律」「キャリア開発」「介護」「メンタルヘルス」などの講習を修了した人に、東京都知事名の修了証書が授与されるとのことです。

### ◆中高年社員や退職者への情報提供は十分ですか？

こうした認定までは受けなくても、自社の中高年社員に向けて、これからのライフプランについての社内研修を開いたり、退職を控えた社員に退職後の社会保険や年金等の手続きをまとめた小冊子を配付したりするなどの対応を行う企業は、年々増えてきているようです。

これから高齢期・退職期にある社員に対する情報提供は、より重要性を増していくことでしょう。トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めてくるケースも多いようです。こうした情報提供は、離職・退職時のトラブル防止にも役立ちますので、規程等の整備と併せてぜひ活用されることをお勧めいたします。

## 8月1日より変更される雇用保険の基本手当日額等

### ◆賃金日額・基本手当日額の変更

厚生労働省発表の「毎月勤労統計」の平均定期給与の増減により毎年8月1日に見直される雇用保険の賃金日額の上限額・下限額が、2012年度の平均定期給与額が前年比で約0.5%減少したことから、いずれも若干の引下げとなりました。

これにより賃金日額に基づいて算定される基本手当日額の支給額も減額となる場合があり、対象となる方には2013年8月2日以降の認定日に返却される受給者資格者証に印字して通知されます。

なお、変更後の基本手当日額は、全年齢の下限額が1,848円です。上限額は、29歳以下は6,405円、30～44歳は7,115円、45～59歳は7,830円、60～64歳は6,723円です。さらに、基本手当日額以外にも、今回の変更に伴い、下記の雇用保険給付について支給額等の変更が生じます。

●保険料引上げで3,104億円の黒字 協会けんぽ（7月10日）

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、2012年度決算が3,104億円の黒字になったと発表した。保険料率を3年連続で引き上げたことによる影響。

ただ、同協会では、保険料率を現在の10%のまま据え置いた場合は再び赤字に転落すると試算している。

●「育児休業給付」の引上げを検討（7月17日）

田村厚生労働大臣は、「育児休業給付」について支給額を引き上げる考えを示した。現在は休業前の賃金の5割が子供の1歳の誕生日までに支給されるが、これを6割程度に引き上げる見通し。今後、労働政策審議会の雇用保険部会で詳細を詰め、2014年の通常国会への雇用保険法改正案提出を目指すとしている。

●休職制度利用者の約4割が後に退職（7月13日）

独立行政法人労働政策研究・研修機構は、「休職